

第6回 企業誘致推進委員会

平成25年8月22日 午前10時から

信濃町役場 公室

出席者：佐藤委員長（副町長）、浅野英彦副委員長、荻原一正氏、兼重尚子氏、小林みち代氏、
後藤美信氏、棚橋靖氏、三沢孝男氏、星野直信氏
松木総務課長、北村建設水道課長、佐藤産業観光課長、事務局

1 開 会（副委員長）

時間になりましたので企業誘致推進委員会を始めさせていただきたいと思います。

2 挨拶（委員長）

今日はお忙しい中、こちらの企業誘致推進委員会に各委員様お集まりいただきましてありがとうございます。本日は2つのコマに分けて、前半1時間ほど検討事項という事で事務局で進めていただきながら後半は誘致場所の見学という事で予定しておりますのでよろしくお願いたします

・現在訪問している企業について（担当から）

委員長 検討事項という事で現状報告。現在訪問している企業について事務局でお願いします。

事務局 ～誘致を進めている企業なので省略～

・誘致場所の検討

委員長 誘致場所の検討という事で事務局で願いたします。

事務局 前回の委員会でこの推進委員会で名前を貸していただいて広報とかで住民の方に自分の土地を工場誘致の場所に使ってもいいという場所を募集したらどうかというお話をさせていただいた経過がありました。今回は他の市町村の状況を調べさせていただきましたので、ご報告とご相談を再度させていただければと思います。私たちは最初、この推進委員会でやったらどうだとお話しさせていただきましたが、工場用地を募集している自治体もございましたので自治体名義でやっても問題ないのかと思ひまして一応、宅建業者の方にも確認をさせていただきました。自治体の方でこういう土地の募集を掛けても法に触れませんかという話をさせていただいたところ、宅地建物取引業法の第78条1項の適用除外という所に「この法律の規定は国及び地方公共団体には適用しない」という項目があるらしく地方団体がこういう土地の募集を掛けても法律には触れませんよという言葉をいただいております。よろしければ、この推進委員会でという事ではなく、町としてこういう募集を掛けられるようです。しかし、その

提案をするにしても要項も信濃町にありませんので早急に作らなければならないんですが、対策を取らせていただきたい。

それと今月の12日。信毎の新聞に過疎債を使って工場団地をとという内容の記事が載りました。信濃町は過疎地域ですので過疎債を使って、この様な事も出来るようです。今回、募集して集まらなければ最悪、過疎債を使ってこういう工場団地を考えてもいいのかなという事も考えられます。皆さんのご意見も伺させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長 誘致場所につきまして、皆さんのご意見ありましたらお願いいたします。

委員 民間の企業誘致の土地の提供なんですが、基本的には民間の提供者がいてもやっぱり行政が立ち会う形で契約の中に入っていれば問題ないんですが、行政が中に入っていわゆる募集を掛けて契約に成立するときにもっていく様なそういう手段をとっていただければと思いますけどね。ただ、基本的に私は今回、工場誘致に関しては学校の跡地とか町有地で空いているところで優先にしていって一般の方の公募もいいんですけども結局、一般の方のこういうリスクあった時には、行政はある程度やむ得ないと思うんですけど一般の方を巻き込んじゃうとちょっとやはり。参考までに。

委員長 今の参考ご意見ですね。
では、事務局としてはこういった要項を作ってやっていきたいと。

事務局 皆さんのご意見次第ですけど。今のは気をつけた方がいいと。

委員 それは参考程度に。

副委員長 募集する場合は、チラシとか広報とか。

事務局 広報になると思います。まず要項を作るのに時間がかかりますので、実際には冬以降になるかと思います。

総務課長 基本的には募集して登録という形なのですね。

事務局 そうですね。ただ、町がそれを募集して登録したからといって買い取るという訳ではないのであくまでも登録だけなので。

委員長 産観課長から何かありますか。

産観課長 あくまでも活用させていただくものであって土地の仲介、斡旋等するものではありません。

せん。とそういう事をしっかり謳ってやっていくのがよろしいのでは。

事務局 土地の提供もあるのですが、信濃町の場合は都市計画法のエリアなので無暗矢鱈に工場を造るのはやはり難しいです。だから提供された土地エリアが工場の建設に向かない土地であればやはりそこは登録できないと思います。登録できない土地に工場を造るにしても建設課のご協力を得る中で都市計画法の見直しとか用地の見直しを進めていかなくてはならないのではないかと思います。

委員長 この推進委員会ではないという事で皆さんにお計らいしておりますけど町で、事務局で進めたいという事でよろしいですか。

副委員長 これは大いに結構かと思えます。

・各委員からの報告

委員長 次に各委員さんの報告という事で何か情報等ございましたらお願いいたします。

委員 企業誘致に関係することではないかもしれませんが、長野の大手の会社が農業法人をやっているソバを作りたいと。その土地を探しているのだと。最低5町歩以上、しかも農業を営む方が少なくなっている傍ら信濃町はどうだという事を聞かれまして。農業が少なくなっているとはいえ、まとまった所が欲しいと言われてまして飯綱あたりでも土地を確保して実際にやっているみたいですが、それにつけても誰かが核になって土地を調整しない限りはそんな大きな土地はないのではないかと思います。そんな中でちょっと聞いたのですが行政がらみの人が中心に取りまとめてくれたというような事を言っていましたので、そういう点では企業誘致につながるのかどうか分からないのですが、そういうのをあればすぐにやりたいみたいなんです。なんでそういうのはどうなのですかね。

産観課長 一般的には法人による農地の取得は大変です。法律で出来る事にはなっておりますが条件が付きますよね。はたして信濃町の農業委員会がどのような意見を持っているのか。私が思うに難しいのではないかと思います。

委員 農業委員会には絶対的な権限があるんですか。私も前の会社の時に赤線の時の公道を造るときにかなり農業委員会に働きかけていろいろ審査を得て、企業が農地をちょっと付け替え道路を造るのに例えばそこを交換で欲しいといってもなかなかすんなり行かないんですよね。今の企業が農業に進出するにしても農地法と農業委員会の関わりの中で相当それは難しいですかね。

産観課長 平成21年から農地法は大幅に改正になっております。その中で企業が農地の取得も条

件が付きますが出来るようになっております。その中で農業委員会の権限ということでございますが、農地の移動というのが農地法の第3条、これは農業委員会が絶対的な権限を持っております。

委員 新しく農地にして借りるというのはどうなのですか。取得ではなくて開墾してでもそれもダメなのですか。

委員 山林とかそういうのを開墾してだったらいいのか。農業委員会とかと絡みはないんですよね。

産観課長 農業委員会の方へこういう計画があると相談していただければと思います。

委員長 どちらかと言いますとここより農業委員会の方が強いと思いますのでそちらへご相談いただくという事をお願いいたします。

・次回開催

委員長 次回の開催予定をお願いします。

事務局 次回の開催予定ですが、今回は工場視察を予定しております。11月を予定しておりますのでお願いいたします。

委員長 また、調整しながら皆さんにご連絡をよろしくをお願いいたします。全体を通しまして何か皆さんの方でご意見ありましたらお願いいたします。

副委員長 これで前半の部は終了という事でお疲れ様でした。

4 閉会 閉会 午後10時45分

|
現場視察へ
|